

第17号議案

中野区教育委員会意見交換会に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和6年（2024年）3月22日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

意見交換会の実施が困難な場合の特例等について、規定を整備する必要がある。

中野区教育委員会意見交換会に関する規則の一部を改正する規則

中野区教育委員会意見交換会に関する規則（平成17年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「対象とする」を「当該」に改め、同条第3号中「対象とする」を「当該」に、「をあらかじめ提供する場合には、」を「又は」に改め、同条第4号中「その他必要な」を「前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める」に改める。

第7条中「意見交換会の実施に関し」を削り、同条を第8条とする。
第6条の次に次の1条を加える。

（意見交換会の実施の特例）

第7条 教育委員会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、第3条ただし書の規定にかかわらず、計画等について、意見交換会を行わないことができる。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症の感染の拡大その他の状況から、現に意見交換会を行うことが困難又は不適當であること。
- (2) 前号に規定する状態が相当の期間にわたり継続することが見込まれ、意見交換会の実施の時期について見通しを立てることが困難であること。
- (3) 意見交換会を行うことができずに計画等の策定のための手続きができない状態が継続することによって、区の教育行政の運営に支障を来すおそれがあること。

2 教育委員会は、前項の規定により意見交換会を行わない場合は、当該意見交換会の実施に代わる措置として、第5条第2号及び第3号に掲げる事項その他教育委員会が必要と認める事項を公表し、当該計画等について広く区民の意見の提出を求めるものとする。

- 3 前項に規定する意見（以下単に「意見」という。）は、当該計画等に係るパブリック・コメント手続の実施に先立ち、相当の期間を定めて、その提出を求めるものとする。
- 4 中野区教育委員会パブリック・コメント手続に関する規則（平成17年中野区教育委員会規則第12号）第4条及び第9条の規定は、意見の提出について準用する。この場合において、同規則第4条中「パブリック・コメント手続に基づく意見等」とあるのは「意見」と、同条第5号中「パブリック・コメント手続に係る事案」とあるのは「当該計画等」と、同規則第9条第1項及び第2項中「意見等」とあるのは「意見」と、同項第4号中「計画等の案」とあるのは「当該計画等」と読み替えるものとする。
- 5 教育委員会は、当該計画等に係る意見の提出の期間の終了後、提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、施行日以後に同条の規定による公表がされた場合について適用し、施行日前に同条の規定による公表がされた場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則の廃止）

- 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則（令和2年中野区教育委員会規則第13号）は、廃止する。

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 施行日前に前項の規定による廃止前の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う意見交換会の実施の特例に関する規則第3条第2項の規定による公表がされた同項に規定する措置で当該措置に係る同規則第2条第3号の計画等について中野区教育委員会パブリック・コメント手続に関する規則（平成17年中野区教育委員会規則第12号）第10条に規定する意思決定が行われていないものは、この規則による改正後の中野区教育委員会意見交換会に関する規則第7条第2項に規定する措置とみなす。